



文教厚生常任委員会

【所管事務調査】

所管事務調査とは、委員会が所管する事務について調査を行います。地方自治法109条第2項「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」を根拠として行います。草津議会では、2年間の調査期間をかけて、調査を行っています。

調査項目・草津市における生活困窮対策について

平成25年に「生活困窮者自立支援法」という法律が成立しました。生活困窮者とは、法律では「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。この法律により、さまざまな支援制度を整備することで、生活困窮者の自立の促進を目的としています。

文教厚生常任委員会では、草津市において、この法律に基づく支援制度が適正に整備され、運用することで、支援を必要とする方々に支援が届いているか、自立という目的を達成しているかなどについて、体系的に調査をし、だれ一人取り残すことのないよう、草津市に向けた提言をしていきます。

参考・生活困窮者支援制度について

「就職」「住居」「家計管理」「子どもの学習」等をサポートするために、支援制度を設けています。まずは、相談窓口で相談を受け、ひとり一人に合わせた支援プランを作成し、専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。



就職

住居

家計管理

子どもの学習

等のサポート

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。



住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。



就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。



家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。



就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供。



生活困窮世帯の子どもの学習支援

子どもの明るい未来をサポート。



調査スケジュール(令和元年12月～令和2年9月)

令和元年12月
令和2年1月

調査項目の決定・スケジュール決定・基礎資料収集調査

行政視察 1月30日東京都足立区「生活困窮者の情報共有等の取り組みと対策について」

行政視察 1月31日東京都世田谷区「地域包括支援センターによる相談窓口の拡充と生活困窮対策について」

2月 委員会討議 草津市の現状を踏まえて、課題抽出と今後の調査の方向性について

3月～5月 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、所管事務調査の中断

6月 委員間討議 草津市の生活困窮対策の資料収集調査(健康福祉部・子ども未来部・教育委員会)

7月～8月 所管事務調査中間報告書(案)の確認 追加調査

9月 9月定例会において中間報告の発表